

自治基本条例モニター 第2回アンケート

自治基本条例モニター第1回アンケートにご回答いただきありがとうございました。

第2回目は、第6章「情報共有の推進」と第7章「市民参加・協働の推進」の中から「市民協働」についてお聞きいたします。

・回答方法

登録されている回答方法により、**11月26日(月)**までにご回答願います。

①Eメール：jichi@city.ebetsu.lg.jp

②FAX：(011)381-1070

③郵便：郵便料金は自己負担になります。

〒067-8674 江別市高砂町6番地

江別市役所 企画政策部政策調整課

問い合わせは、江別市役所企画政策部政策調整課 (Tel.381-1033) へ

あてはまる番号を別紙「回答用紙」に記入願います。

情報共有について、お聞きします。

●市政情報の提供

【 発信方法 】

- ・広報えべつ（自治会による配布・公共施設・病院・コンビニ等への配置）
- ・市のホームページ
- ・情報公開コーナーによる閲覧（本庁舎1階）
- ・出前講座（市民の求めに応じ職員が説明に伺う）
- ・自治会回覧
- ・議会だより
- など

～自治基本条例（抄）～

（情報共有）

第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。

2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。

問1 市でお知らせしている市政情報の入手に関して、主にどのようなものを利用していますか。（特に利用しているものを3つまで選んでください）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 広報えべつ | 2. 市のホームページ |
| 3. 情報公開コーナー | 4. 出前講座 |
| 5. 自治会回覧 | 6. 知人を通じて |
| 7. その他 | 〔 〕 |

問2 情報を得やすくするために何が必要だと思いますか。（3つまで選んでください）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 必要な情報を探しやすいように提供する | 2. 情報を得る機会や手段を増やす |
| 3. 自ら積極的に情報をとりに行く | 4. 提供する情報の量を増やす |
| 5. 必要な情報をわかりやすく提供する | 6. 適切な時期をとらえて情報を提供する |
| 7. その他 | 〔 〕 |

市民協働について、お聞きします。

自治基本条例では、

「まちづくりの基本的な仕組みである参加と協働を通じて、市民自らが主体となり、責任をもって考え、積極的に行動すること」を市民自治の基本理念と定めています。

●協働とは・・・

・市民と市が、お互いの立場と役割を理解しながら、地域社会の課題などを解決するために協力することをいいます。

●まちづくりとは・・・

・建物や道路、水道などのように、いわゆるハードを整備することだけでなく、福祉や教育、環境など、市民が心豊かで、暮らしやすく、魅力あるまちにするための地域社会における公共的な活動すべてを意味しています。

●公共的な活動とは・・・

・行政が担うものだけでなく、市民の福祉や生活環境の向上などを目的として、自治会、市民活動団体などにより行われる地域活動や、ボランティア活動、社会貢献活動などを広く含むものです。

(江別市自治基本条例条文と解説より)

【 まちづくり活動事例 】

- | | | | |
|----------|-----------|----------|---------|
| ・地域の清掃 | ・子育てサポーター | ・子どもの見守り | ・防災訓練 |
| ・高齢者の見守り | ・商店街の活性化 | ・えべつ土曜広場 | ・花植え など |

～自治基本条例（抄）～

（市民協働の推進）

第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。

3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないように配慮するものとする。

4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問7 まちづくり活動(自治会・市民活動団体・ボランティア活動等)に参加していますか。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1. 積極的に参加している | 2. ときどき参加している |
| 3. 過去に参加したことがある | 4. 参加したことはないが、今後参加してみたい |
| 5. 参加したいと思わない | 6. どちらともいえない |

問8 参加するにあたって何が必要だと思いますか。(3つまで選んでください)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 時間 | 2. 活動する場所 |
| 3. 健康や体力 | 4. 参加するための知識・技術 |
| 5. 参加するきっかけ | 6. 一緒に活動する仲間 |
| 7. 活動団体や活動内容に関する情報 | 8. 関心や興味 |
| 9. 条例・規則などによる仕組み | |
| 10. その他 | |

問9 問8の設問にある「2 活動する場所」として次の施設を知っていますか。

(1) 公民館・住区会館（自治会館）

- 1. 利用している
- 2. 利用したことがない
- 3. 今後利用してみたい
- 4. 知らない

(2) 江別市民活動センター・あい

- 1. 利用している
- 2. 利用したことがない
- 3. 今後利用してみたい
- 4. 知らない

(3) 江別市社会福祉協議会

- 1. 利用している
- 2. 利用したことがない
- 3. 今後利用してみたい
- 4. 知らない

問10 活動する場所について、ご意見等お聞かせください。（自由記載）

●公民館

中央公民館 (コミセン)	3条5丁目11-1	382-2376
野幌公民館	野幌町13-6	382-2414
大麻公民館 (えぼあホール)	大麻中町26-7	387-3315

●住区会館

サークル活動、会議などの活動の場として住区会館があります。

江別市区画整理 記念会館	朝日町11-12	383-4331	大麻東地区 センター	大麻東町 13-11	386-6299
江別元町地区 センター	元町1-2	389-5356	文京台地区 センター	文京台7-4	386-7095
野幌公会堂	野幌代々木町 54	383-6042	豊幌地区 センター	豊幌 686-10	380-1002
野幌鉄南地区 センター	東野幌本町 62-1	382-1601	大麻西地区 センター	大麻沢町 26-2	387-0221

【問い合わせ先】生活環境部市民生活課市民活動係 381-1018

●江別市民活動センター・あい

野幌町10-1 イオンタウン江別2階
電話374-1640

市内の市民活動団体からなる「江別市民活動・協働ネットワーク懇談会」の中で、市民活動センターの必要性が検討され、市民による手作りの形で平成18年9月にオープンし、NPO法人えべつ協働ネットワークが管理・運営しています。

●江別市社会福祉協議会

錦町14-87 江別市総合社会福祉センター内
電話385-1234

江別市のボランティア活動の拠点としてボランティアセンターが設置されており、個人・団体のもっている技術・趣味など様々な力を活かし「ボランティア活動をしたい人」と「ボランティアが必要な人」の架け橋の役目を担っています。ボランティア保険の取り扱いもあります。

ご協力ありがとうございました。